

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	午前9時00分から 令和元年8月5日（月） 午前10時45分まで
開 催 場 所	朝霞市役所 別館3階 市長公室
出 席 者	<p>神田市長公室長、村山危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、三田福祉部長、麦田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、高田選挙管理委員会事務局主幹兼局次長</p> <p>（担当課1） 永里政策企画課長、新井同課長補佐、村岡同課政策企画係主事</p> <p>（担当課2） 太田市民環境部次長兼産業振興課長、塩味同課主幹兼課長補佐、田中同課産業労働係長</p> <p>（担当課3） 田中こども・健康部参事兼保育課長、平塚同課主幹兼課長補佐、井島同課保育係長、永峯同課同係主事</p> <p>（担当課4） 田中下水道課長、松本同課長補佐、七里同課下水道工務係長、池田同課同係主査</p> <p>（事務局） 永里政策企画課長、新井同課長補佐、村岡同課政策企画係主事</p>
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和元年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書 2 事業用定期借地権設定契約公正証書（案） 3 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案） 4 朝霞市雨水管理総合計画（案）

<p>会 議 資 料</p>	<p>【資料番号1】令和元年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書 【資料番号2】資料1 事業用定期借地権設定契約公正証書（案）の概要 資料2 事業用定期借地権設定契約公正証書（案） 【資料番号3】資料1 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）の概要 資料2 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案） 資料3 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要 【資料番号4】資料1 朝霞市雨水管理総合計画（案）概要版 資料2 朝霞市雨水管理総合計画（案）</p>												
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2">■要点記録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/>電磁的記録での保管（保存年限 年）</td> </tr> <tr> <td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td> <td> <input type="checkbox"/>会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/>会議録の確認後 か月 </td> </tr> <tr> <td colspan="2">会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録		■要点記録		<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）		電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録													
■要点記録													
<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）													
電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月												
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁													
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>													

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 令和元年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書について

【説明】

（担当課1：永里政策企画課長）

資料番号1「令和元年度朝霞市行政評価（内部評価）結果報告書」をご覧ください。

こちらの報告書については、行政評価制度の概要を示すとともに、平成30年度に実施した施策について、施策評価シートをもとに行政評価を行った結果と今後の方向性について記述しているものである。

1ページから4ページには、行政評価の概要を記載し、5ページ以降に評価結果についてお示ししている。

5ページをお開きいただきたい。「1 施策評価結果の集計」の「(1) 評価の概要」について、各所管課で評価した施策は、82施策となっている。

82施策の評価については、27ページ及び28ページの「施策一覧」の中の中柱ごとの評価となっており、中柱ごとに施策評価シートを作成していただいている。

「(2) 施策の分析」の達成度、必要性については、昨年度と同様、A～Eの5段階評価としている。

内部評価の結果として、①達成度については、82施策のうち、72施策が、B又はC、「D 目標・計画を下回り、十分な成果が上らなかった」が10施策、「E 目標・計画を大幅に下回り、ほぼ成果が上らなかった」施策はなかった。

6ページをご覧ください。③達成度と必要性のクロス分析については、必要性がA又はBであるにもかかわらず、達成度がDの施策が6あった。

7ページをお開きいただきたい。「2 行政評価結果～政策分野ごとのまとめ」だが、8ページから24ページまでは、6つの政策分野（章）ごとに区分し、それぞれの章に位置付けられた大柱ごとに、達成度をグラフに表すとともに、成果や課題などについて、記載している。内容については、施策評価シートをもとに、所管課・所管部で内容を作成したものである。なお、大柱は、合計29本である。

25ページは、行政評価結果の活用と改善について記載しているが、これまでのものから変更はない。

26、27ページには、参考資料として、要綱、施策一覧、施策評価シートを示している。

説明は以上だが、報告書については、本日の政策調整会議でいただいた意見等を反映したものを、市長の決裁を経て報告書として確定させるとともに、9月議会前には市議会へも配布させていただく。

【意見等】

（關野副市長）

行政評価制度の導入の本来の目的は、簡素で効率的な行政システムの構築と記載があるが、システムの構築がどれくらいできたかについては、どのように読み取ればいいのか。

(神田市長公室長)

行政が1年間の予算執行と市民サービスをどのように回していたかを行政システムとして捉えている。そのため、個々の施策と照らしている。

【結果】

原案のとおりとし、市長の決裁を経て確定することとする。

【議題】

2 事業用定期借地権設定契約公正証書（案）について

【説明】

(担当課2：太田市民環境部次長兼産業振興課長)

事業用定期借地権設定契約公正証書案について説明する。

資料1の下、「これまでの経緯」をご覧いただきたい。市では、旧朝霞第四小学校跡地の活用については、2年前の平成29年6月に、企業誘致による有効活用を図るという方針を庁議で決定した。

その後2年にわたり、企業誘致の準備行為としまして、不動産鑑定、土壌汚染調査、都市計画の変更、校舎の解体工事、埋蔵文化財試掘調査などを行ってきた。

昨年6月13日には、企業誘致の相手方である新電元工業株式会社との準備が整いつつあったことから、本契約を締結する上での骨格となる覚書も取り交わしている。

資料1の上段をご覧いただきたい。覚書では、契約に向けて、基本的事項を定め、事業を確実かつ円滑に実施するための覚書であること。本事業に係る敷地の面積は29,593.77㎡であること。月額賃料を995万2千円とすること。契約期間を50年未満とすること。保証金は月額賃料の24か月分とすることを定めた。

昨年6月の段階では、校舎の解体工事後、埋蔵文化財の試掘調査にて、問題がなければ、今年度当初に事業用定期借地の本契約を締結したいと考えていたが、試掘調査の結果、敷地内から炉や土坑などが確認されたことから、今年5月から発掘調査を実施している。

今回、記録保存に必要な発掘調査が7月で終了したことから、昨年度締結した覚書を踏まえた、「事業用定期借地権設定契約公正証書」を新電元工業株式会社と締結できる運びとなったので、契約公正証書の内容につきまして皆様にお諮りするものである。

事業用定期借地権設定契約公正証書の内容について説明する。

資料2の1ページをご覧いただきたい。前文及び第1条だが、本契約については、借地借家法に定める事業用定期借地権を設定し、契約は公正証書によることとしている。

この件は、昨年度締結しました覚書で既に定めている。

8ページ、物件目録1をご覧いただきたい。こちらに記載のある土地について、事業用

定期借地権設定契約を締結することとしており、これについても覚書で既に定めている。

また、本件借地権については、契約の更新及び存続期間の延長がなく、新電元工業株式会社、市に対し建物の買取りを請求できないこととしている。

これは、一般的に事業用定期借地権設定契約においては、契約期間満了後、確実に土地が貸主に返還されることが必要とされているためである。

しかしながら、ただし書きでは、両者の合意がある場合においては再度、契約をすることができるものとしている。

次に、第3条だが、借地期間は覚書で50年未満としており、本年9月に引き渡すことを想定し、令和51年3月末日までの49年6か月余りとしている。

次に2ページをご覧ください。第6条の賃料だが、覚書での定めのおり、1か月995万2千円で、支払いは6か月ごとの前払いとなる。

3ページをご覧ください。第7条だが、土地の価格や経済事情の変動により近傍類似の土地の賃料等に比較して著しく不相応となったときは、双方の協議の上改定することができるものとしている。

次に、第8条の保証金だが、賃料の24か月分に相当する2億3,884万8千円をお預かりする。

次に、第9条には、借地権を譲渡や転貸する、土地の形状を変更する、建物を改築するなどの場合には、あらかじめ市に申し出て、市の承諾を要するものとしている。

4ページをご覧ください。次に、第10条には合併、会社分割、事業譲渡、株式の交換又は移転などの変更あった場合などは、市に直ちに通知する義務があることを規定している。

次に、第12条では、賃料の支払いを3か月以上遅延した場合や、市に承諾を得ずに第9条の行為をした時などは、催告を要せず契約を解除できるものとしている。

次に、第14条では、12条の契約解除等の場合には、賃料の24か月分、つまり保証金相当を解約金とすることとしている。

次に、第15条では、賃貸借終了時の原状回復義務として、更地で市に返還することとしている。

また、返還時には土壤汚染調査をして、契約締結時の基準を上回った場合には、土地改良等により原状に復するものとしている。

次に、第16条では、賃貸借終了したのちに返還されなかった場合の賠償金について、第20条では、公正証書作成費用を折半で負担すること、第23条では、新電元工業株式会社に土地の保全義務があることを記載している。

8ページをご覧ください。先程も説明したが、物件目録1として本契約の対象となる土地を、目録2として新電元工業株式会社がこれから建築する建物を記載している。

【意見等】

(村山危機管理監)

50年経過して、引き続き契約したいという可能性もあると思うが、その場合、1条2項の再契約に当たると思うが、15条の原状回復義務との兼ね合いはどうか。

(担当課 2 : 田中産業振興課産業労働係長)

契約の満了後については、企業が引き続き事業活動を行いたいと申し出があった場合などで、市と起業が合意した場合は再契約を締結するということを可能としている。

(担当課 2 : 太田市民環境部次長兼産業振興課長)

その場合には、事前に申し出をいただくので、更地にせず、そのまま使っていただくことになる。

(宮村市民環境部長)

両者の合意をとり、そのまま再契約をすることになる。

(神田市長公室長)

確認作業をすることで、法律上、1条と15条は矛盾しないという解釈を得たということではないか。

(宮村市民環境部長)

そのとおりである。

(關野副市長)

この契約だけ見ると、1条のただし書きは、「賃貸借終了後」再契約となっているが。

(宮村市民環境部長)

あくまで、50年後に土地を返してもらいたい場合は、定期借地権なので、返してもらえる契約としており、このような表記になっているが、覚書等を交わすことは可能であると考えます。

(三田福祉部長)

公正証書にしている理由を確認させていただきたい。

(担当課 2 : 塩味産業振興課主幹兼課長補佐)

借地借家法第23条により、事業用定期借地権の契約に関しては、公正証書によって、これをしなければならないと規定されている。また、長期にわたる高額な契約のため、契約内容に不備や違反がないか、公証人に確認をしていただく必要があると考えている。

(木村議会事務局長)

第8条に保証金の規定があるが、預かった保証金は、運用したり、財源にしたりすることはできるのか。

(担当課2：塩味産業振興課主幹兼課長補佐)

歳計外専用の口座に預けることになる。運用は可能とのことだが、財源とすることはできないと聞いている。

(田中会計管理者)

6条の賃料について、半年払いということだが、例えば、1年払いに変更したり、期日を4月当初にさせていただくことは難しいか。

(担当課2：田中産業振興課産業労働係長)

企業より、大幅な金利上昇があった場合に、資金の運用面について影響があるということで、複数払いの要望があった。

(担当課2：太田市民環境部次長兼産業振興課長)

支払いの期日についても、双方で仮合意しているため、変更は難しい。

(神田市長公室長)

9条に甲の承諾を得なければならないとあるが、5号の権利設定や移転についてはどのようなことを想定しているのか。

(担当課2：塩味産業振興課主幹兼課長補佐)

市に必要な行為かどうかを判断することを想定している。例えば、社屋に社員食堂を委託する場合などである。また、社屋建設に当たって、銀行から融資してもらう条件として、建物に抵当権を設定するということを想定している。

(神田市長公室長)

10条通知義務の中の6号、法人財産には相続という概念がないが、どういう意味なのか。

(担当課2：太田市民環境部次長兼産業振興課長)

相手が個人の場合も否定できないので、公証人に確認をとり、個人の場合もあり得ることなので条文に入れている。

(神田市長公室長)

16条には1.5倍という数字が、17条には14.6パーセントという数字があるが、根拠はあるのか。

(担当課2：太田市民環境部次長兼産業振興課長)

1.5倍に関しては、判例を参考にした。数値については両者が了承済みであり、公証役場の確認も済んでいる。

17条の遅延利息については、日歩4銭という慣習を参考にしている。当市でもこの数字を使っている契約がある。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

3 朝霞市施設等利用費の支給に係る認可外保育施設の基準を定める条例（案）

【説明】

（担当課3：田中こども・健康部参事兼保育課長）

条例に関する説明の前に、本年10月1日から施行される幼児教育・保育の無償化の概要について、資料3に沿って、説明する。

幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性から実施されるものである。具体的な内容としては、幼稚園、保育所、認定こども園等の3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料が無償化、また、認可外保育施設等の3歳児～5歳児及び住民税非課税世帯の0歳児～2歳児の保育料の一部が無償化となるものである。

以上が、幼児教育・保育の無償化の概要である。

次に、今回、条例の制定を検討している、無償化の対象となる認可外保育施設の基準を定める条例について説明する。

次に、本条例の概要について、資料2に沿って、説明する。

この条例は、利用人数が6人以上の施設、利用人数が5人以下の施設、複数のベビーシッターを雇う法人、個人事業主のベビーシッターの4つの基準から構成されている。

1ページの第3条では、6人以上の認可外保育施設として、職員配置、面積基準、非常災害に対する措置などを条文化している。

主な内容としては、第1項第1号では、保育に従事する職員の配置は2人以上であり、かつ、0歳児が3：1、2歳児が6：1、3歳児が20：1、4歳児以上が30：1と定めている。

同項第2号では、保育に従事する者の総数の1／3以上は、保育士または看護師の資格を有するものであることとなっている。

また、面積基準については、第3項第2号で、児童一人当たり1.65平方メートル以上であることと定めている。

次に、非常災害に対する措置については、第4項において、消火用具や非常口など必要な設備が設けられていることや避難訓練の実施が条件となっている。

次に6ページの第4条では、5人以下の認可外保育施設として、職員配置、面積基準、非常災害に対する措置などを条文化している。

第1項第1号では、保育に従事する者は、小学校就学前の児童が、3：1以上であると

なっており、一人以上は保育士または看護師の資格を有する者、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

第2項第2号では、面積基準については、保育を適切に行うことができる広さが確保されていることとなっている。

第3項では、非常災害に対する措置については、消火用具や非常口など必要な設備が設けられていることや避難訓練の実施が条件となっている。

次に、7ページの第5条では、複数雇用認可外居宅訪問型保育施設、いわゆるベビーシッター会社であり、職員配置、非常災害に対する措置などを条文化している。

なお、職員配置については、第1項で、小学校就学前の児童一人につき、原則一人以上とするものであり、第2項で保育に従事する全ての者は、保育士または看護師の資格を有する者、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者としている。

次に、非常災害に対する措置については、避難訓練の実施が条件となっている。

第6条では、その他認可外居宅訪問型保育施設、いわゆるベビーシッター個人事業主であり、職員配置、非常災害に対する措置などを条文化している。

保育に従事する職員の配置については、同条第1項で小学校就学前の児童一人につき、原則一人以上とするものとし、第2項で保育に従事する全ての者は、保育士または看護師の資格を有する者、または都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修を修了した者とする。

次に、非常災害に対する措置については、避難訓練の実施が条件となっている。

本条例の施行年月日は、令和元年10月1日を予定している。

説明については以上である。

【意見等】

(關野副市長)

市内には無償化の対象とならない認可外保育施設はなく、やむを得ず無償化対象外施設に入る人はいないという理解でよろしいか。

(担当課3：永峯保育課保育係主事)

市内の認可外保育施設の総数は令和元年7月31日現在、14施設である。そのうち、無償化の対象と考えられる施設は10施設である。

認可外保育施設として建物を構えるのが7施設であり、すべてが基準を満たす。ベビーシッターは、7件の登録があるが、そのうち4件は職員が無資格である。

現段階では、無資格のベビーシッターを利用している朝霞市民は把握しないことから、やむを得ず無償化対象外の施設に入る人はいないとは言い切れないが、本市で条例を制定した場合、無資格のベビーシッターは、無償化の対象とならなくなるため、資格を取得するように指導する。

(神田市長公室長)

どのような具体的影響があるのか。

(麦田こども・健康部長)

無資格のベビーシッターには届出の段階で話をしており、最低でも研修を受けてもらう必要がある。研修は本市でも年度末に行っているのので、研修を受講するまでの10月から3月の半年間は無償化の対象外になる可能性がある。

(木村議会事務局長)

新聞記事によれば75自治体のうち、条例化は6、条例化しないのは58、未定が11自治体となっていた。

条例化しない理由は、待機児童がいるので、認可外保育施設に入園しなくてはならず、条例化すると補助ができなくなってしまうとの記載があった。当市も条例化によって補助する手立ては無くなるのか。

(担当課3：井島保育課保育係長)

県内では、新座市、志木市、和光市、行田市、伊奈町で条例化を検討している。

無償化は3歳から5歳児が対象だが、本市では3歳から5歳児のクラスは認可保育園に空きがある状態である。したがって、認可外保育施設に預けなければならないケースは少ないと考えている。

0歳から2歳児は、非課税世帯を対象としているため、対象児童は少ないものと考えている。

また、0歳から2歳児については、朝霞市指定の認可外保育施設があり、毎月5万3千円を上限として補助金を支給しているため、保護者の負担は多くないと考えている。

(宮村市民環境部長)

条例化した場合、しなかった場合の違いはなにか。

(担当課3：井島保育課保育係長)

現状の施設は、これまでの指導により要件を満たしているので影響はないと考えている。条例をつくらなかった場合、保育の質の確保ができていない新規の事業者が参入してしまうことが想定される。

(神田市長公室長)

6人以上と5人以下と人数を決めた理由はなにか。

(担当課3：井島保育課保育係長)

国の制度により、6人以上は建物を構える、5人以下はおおむね保育者の自宅で保育をしていることが想定されている。

【結果】

原案のとおり、庁議に諮ることとする。

【議題】

4 朝霞市雨水管理総合計画（案）

【説明】

（担当課4：田中下水道課長）

それでは、朝霞市雨水管理総合計画（案）について、説明する。資料2をご覧ください。

本計画（案）は、4つの章で構成している。第1章では、本計画の必要性について、背景及び目的、計画期間等を整理している。第2章は、現在の本市下水道計画の雨水計画の概要と整備進捗率である。第3章は、近年の降雨状況の変化や都市化の進展による土地利用の変化の状況を整理するとともに、本市の浸水被害の状況についてまとめた。

これらの状況から浸水要因を分析し、現状における課題を整理している。

第4章では、課題の解決に向けたハード対策を検討する上で、計画降雨の見直しや流出係数の見直しなどの計画諸条件を見直すとともに、重点的に対策を行う地区の選定や優先度などについて、本市の整備方針としてとりまとめている。

次に、整備計画は、事業規模が大きくなることなどから、当面、中・長期と段階的に整備する計画とし、地域特性を踏まえ、地域ごとに整備計画を検討するとともに、対策前後の浸水状況をシミュレーションし、その解析結果を提示した。

また、ソフト対策についても、今後、検討する必要がある対策などを整理している。それでは、計画案の内容について説明する。

資料1「朝霞市雨水管理総合計画（案）概要版」をご覧ください。まず、目的については、近年、全国各地で下水道（雨水）の能力を上回るゲリラ豪雨や台風による浸水被害が多発している。

本市においては、これに加え、都市化の進展により、降った雨水が浸透、貯留する機能が少なくなってきたこと、このようなことから、地域においては比較的頻繁に浸水被害が発生している。

本市では、第5次朝霞市総合計画の将来像「私がくらしつづけたまち朝霞」の基本概念のひとつに「安全・安心なまち」を掲げており、その中の重視すべき事項として「集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策」を位置付けている。

また、市長のアクションプランの中の一つにゲリラ豪雨対策が位置付けられている。本市の雨水計画は、昭和48年に事業認可を取得し、認可区域一律に時間雨量50mmで計画し、工事を実施してきた。

昨今の集中豪雨の状況、雨水が浸透しにくくなった状況、さらなる地形的要因などにより、特定の地域で浸水被害が頻繁に発生している状況がある。このような中、近年では、従来の対策の考え方に加えて、「事前防災・減災」、「選択と集中」

等も含め、浸水リスクを評価し、優先度の高い地域を中心に計画的な対策が求められている。

これを行うためには、浸水要因を適切に分析し、その課題を整理するとともに、浸水対策を実施すべき地域、地域に見合った整備水準や対策手法を検討し、その対策を当面・中期・長期にわたって段階的に進める必要があり、効率的、かつ計画的に整備を行うために本計画（案）を策定するものである。

また、本計画を策定し、下水道（雨水）計画の変更等、必要な手続きを行うことにより、国の補助金や起債の対象事業となり得る。

次に、右側の浸水要因分析と課題の整理について説明させていただく。

浸水要因分析の結果として、1点目、1時間で50mmを超える集中豪雨の発生頻度が高まったこと。2点目、都市化の進展により雨水が地面に浸み込みにくくなったこと。3点目、これらの理由により現状の排水能力を超えた雨が下水道管に流れ込むこと。4点目、被害が発生している場所の特性は、斜面地の下側や窪地などで雨水が捌けにくい地形であることが導き出された。

この分析結果から、今後、整備を行う上での課題として1点目、近年のゲリラ豪雨や台風の降雨を踏まえた計画降雨の見直しが必要であること。計画降雨とは、下水道（雨水）計画で口径等を決めるための目標とする降雨規模である。2点目、都市化の進展を踏まえた流出係数の見直しが必要であること。流出係数とは、降った雨が地表面に流れ出る割合を表すものであり、例えば、流出係数0.7は、降った雨の70%は地表面に流れ出し、残りの30%は地中へ浸透や蒸発散するという考え方である。3点目、河川の影響の有無など、地域の特性を踏まえた整備方法の検討が必要であること。4点目、ハード対策は、長期間に及ぶ事業となるため、優先度を定めた効率的な整備が必要であること。5点目、下水道（雨水）計画区域外、いわゆる事業計画区域外においては、この計画と別に水路浚渫等の対策の検討が必要であることを課題として整理した。浸水要因の分析、課題の整理を踏まえ、本市の整備方針として計画降雨は、時間当たり50mmから65mmとする。流出係数は、0.5から0.7とする。

重点対策地区は4地区で、優先度は溝沼3丁目及び溝沼2丁目地区、三原4丁目地区、朝志ヶ丘4丁目地区、膝折町1丁目地区とする。この4地区については、今後、整備内容を検討する上で用いる、計画降雨及び流出係数は、見直し後の数値とする。という整備方針とした。

概要の説明は以上である。

降雨状況の変化について、説明する。全国的な傾向では、計画書本編の5ページをご覧ください。50mm以上の雨の発生回数です。気象庁のアメダスの観測結果から、最近の10年間の平均年間発生回数は、昭和51年から昭和60年の平均年間発生回数に比べ約1.4倍となっている。

次に、朝霞市の降雨状況は18ページをご覧ください。表4-1が、平成25年から平成29年までのうち、本市において浸水被害が発生したときの時間最大雨量で、集中豪雨、台風別に整理してある。時間50mm以上の降雨は、平成26年以降、本市においても5回ある。

次に、土地利用の状況について、6ページをご覧ください。

表3-1が平成11年からの地目別の面積である。田畑の面積が減少傾向にあり、宅地面積が増加傾向にある。

本市の雨水計画の事業認可を取得した昭和48年当時の地目別面積は、田、247.6ha、畑、430.9ha、合計678.5haに対し、平成30年では、田、31ha、畑、189.6ha、合計220.6haで、差引457.9haの田畑が転用されたことになる。宅地面積については、414.9haから715.8haとおよそ1.7倍となっている。

7ページから9ページまでは、朝霞駅周辺、北朝霞駅周辺、大字上内間木周辺の昭和53年と平成31年の航空写真である。昭和53年当時と比べると、建物が多くなっていることがわかる。

このように都市化の進展により、雨水が土地にしみ込みにくくなっている状況が伺える。

次に、本市の浸水被害の状況について、11ページをご覧ください。表3-3が、平成25年から平成29年までの主な浸水発生地区の被害状況で、地区ごとの発生回数と床上床下浸水の戸数である。

本町3丁目は、1回の発生回数で平成26年6月25日の時間100mmを超えたときである。

朝志ヶ丘4丁目、三原4丁目は4回、溝沼3丁目、5丁目、溝沼2丁目、膝折町1丁目が6回で、床上、床下浸水の延べ戸数はご覧のとおりである。

このことから、被害が発生している場所は、斜面地の下側や窪地などで、同じ地域で複数回発生していることがわかる。

このようなことを踏まえ、浸水要因の分析結果と課題を整理している。

18、19ページをご覧ください。

先程、本市の整備方針の説明の中で、計画降雨を時間65mmに見直す、流出係数を0.7に見直すと説明した。

まず、降雨強度について、18ページの表4-1をご覧ください。先程も説明したが、平成25年から平成29年までの5年間で降雨により浸水被害が発生した最大雨量を表にあらわした。網掛けの平成26年6月25日の時間最大雨量109.5mmと平成29年8月19日の75.5mmの降雨については、ハード対策で行うことは現実的に困難なため例外として除外した。その他の降雨では、65mmを下回っておりますので、計画降雨65mmを採用することで、13降雨に対し、11降雨である約85%が対応可能となる。

次に、流出係数について、20ページの表4-2をご覧ください。

屋根やアスファルトの道路は雨水が地中に染み込まず、敷地から流れ出し多量の雨水が下水道管に流れ込む。一方、芝や樹林が多い公園などは雨水が染み込みやすく敷地から流れ出る雨水も少量である。

このようなことを踏まえて、朝霞排水区と田島排水区において、土地利用状況に応じてそれぞれの流れ出る係数を算出した結果、21ページの表にあるとおり、朝霞排水区では0.7、田島排水区では0.67となったため、0.7を採用した。

次に、重点対策地区の選定と優先度について、24ページのフロー図をご覧ください。

赤枠で囲った重点対策地区の選定方法としては、床上浸水被害実績があり、なおかつ、複数回の被害があること。下水道（雨水）計画区域内であること。また、浸水対策工事を実施し、被害が軽減されている地区を除き重点対策地区を決定する。

次に、緑枠で囲った優先度の決定においては、1点目の浸水リスクの評価として浸水実績の頻度、床上浸水実績被害、緊急輸送道路の道路冠水実績、浸水時の深さの範囲を示した浸水リスク、河川の影響度の5項目、2点目の都市機能集積度では、人口密度、建物の密度、避難場所や防災関連施設がある各種機関、福祉施設がある避難行動要支援者関連施設の4項目を評価する。

次に、25ページをご覧ください。表4-4が、先程ご説明した評価指標で本市全域をブロック別に評価し、赤色で着色した朝志ヶ丘4丁目地区、膝折町1丁目地区、溝沼3丁目地区、三原4丁目地区、溝沼2丁目地区の5地区が重点対策地区に位置付けられた。次に、27ページをご覧ください。表4-6は25ページで位置付けられた重点対策地区の優先度を定める上で、重点対策地区を先程説明した各指標を点数評価し、その各点数の合計値が大きい地区を優先度が高いものとした。

重点対策地区は5地区の位置付けであったが、溝沼2丁目地区は溝沼3丁目地区から表面水が流入することが、浸水被害の要因の一つと考えられることから、溝沼3丁目地区の浸水対策と合わせ、1地区とした。

次に、溝沼3丁目地区及び溝沼2丁目地区の整備計画について、32ページ、33ページをご覧ください。重点対策地区の整備計画は、長期に及ぶことから、早期に工事ができ効果的なものを赤色の当面、それ以外を緑色の中・長期とし、段階的に整備する計画とした。整備計画では、当面の対策の事業期間を令和2年度から令和7年度の6年間を予定しており、整備の内容は、朝霞第10小学校脇の買収予定地である民地畑に7,000㎡の貯留施設と毎秒1㎡排水可能なポンプを2台、溝沼3丁目交差点から泉蔵寺西側の五差路交差点までの市道5号線においては側溝整備、五差路交差点から黒目川吐け口までの雨水管を口径2,400ミリ、延長146メートルの布設替えの計画とした。中・長期について、33ページの表4-7をご覧ください。

次に、膝折町1丁目地区の整備計画について、34ページ、35ページをご覧ください。整備計画では、当面の対策の事業期間を令和7年度から令和11年度の5年間を予定しており、整備の内容は、雨水管が整備されていない県道朝霞蕨線や新座和光線に口径1,500ミリ、延長420メートルの貯留機能を有した雨水管の敷設と既に雨水管が埋設されている市道464号線には新たに口径1,500ミリ、延長130メートルの貯留管の敷設、市道585号線には側溝整備の計画とした。中・長期については、35ページの表4-8をご覧ください。

なお、中・長期計画については、当面の対策の整備効果を検証し、見直しを行っていきたいと考えている。

次に、三原4丁目地区及び朝志ヶ丘4丁目地区について、36ページをご覧ください。三原4丁目地区については、地形の形状から新座市の一部の雨水が流れ込んだり、朝

霞市の一部の雨水が新座市に流れ出ることから、流入や流出の雨量やその範囲について協議中である。

また、朝志ヶ丘4丁目地区については、対策地区の雨水を志木市に排水するため、排水量や接続位置について協議中である。

このことから、三原4丁目地区及び朝志ヶ丘4丁目地区の2地区については、協議が整い次第、整備計画を策定する。

次に、対策前後の浸水状況の解析結果をシミュレーションについて、36ページ、37ページをご覧いただきたい。

36ページの図4-12は現況のシミュレーションである。溝沼3丁目地区と溝沼2丁目地区では浸水深50センチメートル以上の床上浸水被害が発生していることが分かる。37ページ上段の当面の対策後では、溝沼3丁目地区の床上浸水被害が大きく軽減しており、下段の中・長期の対策後では溝沼2丁目の床上浸水被害が大幅に軽減されていることが分かる。

次に、膝折町1丁目の浸水状況の解析結果について、38ページをご覧いただきたい。図4-14上段が現況のシミュレーション結果で、末無川交差点付近では浸水深50センチメートル以上の床上浸水被害が発生していることが分かる。下段の当面对策後では、浸水被害がほぼ解消していることが分かる。

次に、ソフト対策について、39ページをご覧いただきたい。浸水被害を軽減するためには、ハード対策と別に、避難支援のための情報提供などのソフト対策や既存排水施設の適切な維持管理等により、浸水被害を低減する必要があり、本市では、避難対策・リスク回避と浸水被害の軽減対策に関わるソフト対策を実施している。

避難対策・リスク回避では、1点目、あさか防災、2点目、内水ハザードマップ、3点目、雨水ポンプ施設の稼働状況の周知を実施し、浸水被害の軽減対策では、1点目、止水板設置費補助金制度、2点目、土のうの無償提供、3点目、水路浚渫や側溝清掃、4点目、雨水貯留槽設置費補助制度を実施している。

40ページをご覧いただきたい。さらなる浸水被害の軽減に向けて、先進市の事例を継続的に調査・研究し、新たなソフト対策の創設に向けて、取り組む必要がある。

本市では、都市化の進展により、地面に雨水の浸透が減少しているという課題から、雨水が浸透しにくい駐車場等の規模の大きい敷地への雨水流出抑制施設の設置や雨水流出抑制施設の容量を本市の現状に合わせた施設の強化について、今後、朝霞市雨水管理総合計画と別に、他部署と調整を図りながら検討したいと考えている。

本計画の策定経過及び今後のスケジュールについて、資料1の3ページをご覧いただきたい。まず、策定経過であるが、朝霞市雨水管理総合計画庁内検討委員会を平成30年5月に立ち上げ、令和元年5月まで、計5回の検討委員会を開催した。また、国立研究開発法人土木研究所水害研究グループの渋尾専門研究員に雨水管理総合計画庁内検討委員会にオブザーバーとして2回出席いただき、現地確認や浸水被害写真を見ていただいた上で、重点対策地区の選定や整備方針、地区ごとの対策内容等の本計画について御意見をいただいた。

下水道審議会は、平成30年8月から令和元年5月まで、計3回の審議会の中で、重点

対策地区及び整備方針、対策内容について、説明し了承をいただいた。

パブリックコメントについては、6月に市民向け及び職員向けのパブリックコメントを実施した。意見は特になかった。

今後のスケジュールとして、次の庁議を経て、9月議会初日に全員協議会を開催し、議員へ説明させていただきたい。

朝霞市都市計画審議会であるが、今回の整備計画において、ポンプ施設や貯留施設の設置があることから、都市計画法第21条第1項の規定により、本市都市計画審議会において、都市施設として位置付けていただく必要がある。

このようなことから、都市計画審議会委員の皆様へ、7月4日に事前説明を、さらなる8月27日にも概要説明をさせていただき、11月に都市計画決定へと進めたいと考えている。

下水道事業計画の変更については、本市都市計画審議会において都市計画決定をしていただいた後、埼玉県と協議を行い、下水道事業計画の変更等、必要な手続きを進める。

これらの手続きを行うことにより、国の補助金や起債の対象事業となる。

事業着手は、令和2年度には、溝沼地区の対策を行うための用地買収や実施設計を行い、令和3年度に工事に着手したいと考えている。

以上で、朝霞市雨水管理総合計画（案）の説明を終わる。

【意見等】

（比留間生涯学習部長）

重点地域に上内間木地区が入っていないのはなぜか。

（担当課4：田中下水道課長）

雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）があり、重点対策地区は、浸水リスクや人口等を勘案し、設定することと示されている。本計画では下水道（雨水）計画区域を対象としている。また、県に確認したところ、今後市街化区域に編入予定があるところや、大幅な土地利用の改編の予定があること、加えて、その地区の雨水計画の策定をするという条件を満たせば、重点対策地区に内間木を位置付けることが可能だと回答をいただいた。

（比留間生涯学習部長）

計画内に対象区域から外れた地域について記載した方がいいのではないかと。

（木村上下水道部長）

資料2、2ページの対象区域に関する文中に記載することを検討する。

（三田福祉部長）

資料2、36ページからの図について、現況と対策後の図が示しているか所が違うのではないかと。

(担当課４：七里下水道課下水道工務係長)

修正する。

(二見学校教育部長)

溝沼、膝折町地区については、小学校の校庭下の整備をすることになっている。事前には話をしてもらっているが、整備は令和１２年度以降と、かなり先なので、こちらでも申し送りをするつもりだが、下水道課からも申し送りをしてほしい。

(田中会計管理者)

計画雨量を５０mmから６５mmに変更することについて、都市部でも６５mmがスタンダードなのか。

(担当課４：田中下水道課長)

学識のある先生に聞いたところ、東日本では１時間当たり５０mm～５５mmのところが多いとのことだった。重点対策のみ６５mmであれば妥当との意見もいただいている。

(神田市長公室長)

１８ページには、計画降雨の設定の話が出てきているが、６５mmに上げるということは、既設管の改修と他地区への影響はどうなっているか。

(担当課４：田中下水道課長)

３２ページ、図４－８をご覧いただきたい。市道５号線の泉蔵寺西側の五差路から、黒目川吐け口までの１４６mの雨水管の布設を予定しており、当面はこれ以外の布設替えを行う予定はない。

３４ページをご覧いただきたい。雨水管が整備されていない朝霞蕨線、新座和光線に貯留機能を有した雨水管、約４２０mの新設で布設したいと考えている。また、市道４６４号線には雨水管が布設されているが、新たに貯留管を約１３０m布設し、これ以外の布設替えをすることは考えていない。

計画降雨雨量や流出係数を変更する範囲は、排水区単位の見直しとなるので、近隣地区への影響はないと考えている。

(神田市長公室長)

１９ページでは、流出係数の見直しということで、数値がかなりあがっているが、黒目川の排水量の増強は今後可能になっていくのか。

(担当課４：田中下水道課長)

河川に排出する量については、今まで通り変更することはできない。河川に排出できる量は変えられないので、溜めることが重要である。

(神田市長公室長)

県と協議はしたのか。

(木村上下水道部長)

朝霞市だけ放流量を増やすのは難しいと回答を得ている。塩味クリニックの周辺は河川の影響を受けるので、現況の河川へ流すことが可能な量のなかでポンプ設置の内諾をいただいている。

(上野総務部長)

国の補助制度である防災・安全社会資本整備交付金は、計画があるから活用できるという認識でよろしいか。

(担当課4：七里下水道課下水道工務係長)

今回の計画を作ることにより、下水道事業計画の変更を行う。計画がなければ、補助を行うことはできない。防災・安全社会資本整備交付金を整備費の50パーセント要望し、残りは地方債で対応していきたいと考えている。

(神田市長公室長)

39ページのソフト対策について、宅内の排水処理、駐車場の水受け、透水性舗装等の例示がないが記載しなくていいのか。

(担当課4：七里下水道課下水道工務係長)

40ページに、開発による浸透トレンチの増強や駐車場の水受け、透水性舗装などのうち、この計画とは別に今後できるものについては検討していく。

(比留間生涯学習部長)

上内間木について、水路の浚渫等していると思うが、可能であれば記載してはどうか。

(担当課4：七里下水道課下水道工務係長)

16ページの課題の整理に、この計画とは別に既設水路の浚渫や浸水対策が必要であることの記載をしている。

(神田市長公室長)

可能な限り元号と西暦を併記すべきである。

(担当課4：田中下水道課長)

可能な限り併記する。

【結果】

一部修正し、庁議に諮ることとする。

【閉会】